

第3回福島県地域公共交通活性化協議会

日時：令和6年12月18日(水) 10:30～11:30

場所：杉妻会館4階 牡丹

〈出席者〉

※別紙（出席者名簿）参照

次第：

1. 開会あいさつ

2. 協議内容

- (1) 会津線及び只見線の鉄道事業再構築実施計画（案）について
- (2) 福島県地域公共交通計画の変更について
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業評価（案）について
- (4) 福島県地域公共交通活性化協議会諸規程の改正（案）について
- (5) 福島県運賃協議会要綱（案）について
- (6) その他

■協議内容：

- (1) 会津線及び只見線の鉄道事業再構築実施計画（案）について
- ・資料1、1-1～1-5について事務局より説明

会長：

- ・皆さまからご意見などいかがでしょうか。

吉田教授：

- ・内容に関しては異論ないが、細かな点でいくつかあります。
- ・P.8の6.④について、「パークアンドライドを整備し」とありますが、パークアンドライドというのは、車と公共交通の結節という意味で、そういう現象のことを言いますので、パークアンドライドの何を整備するのかが記載されていないと思います。
- ・P.21の3の(2)も同様で、パークアンドライドの何を整備するのか、何を推進するのかを追記いただければと思いますし、今事務局で考えている内容をお話いただければと思います。
- ・また、P.8の6.④に会津バスが運行する「My Ride どこでもバス」についての記載がありますが、会津若松市の公共交通計画では路線バスについても幹軸として位置付けている（路線バスも西若松駅が起点となってそれなりの本数がある）ため、既存の路線バスも含めて記載いただいたほうが適切であると考えます。
- ・P.18の④のところの「Ma a s」ではなく、「Ma a S」が正しい。モビリティアズサービスの略でSは一般的に大文字にする。修正いただきたいと思います。

事務局：

- ・パークアンドライドについては、ご指摘のとおり設備関係の整備を考えており、アンケートで雨天時に利用が増えることが確認できますので、駐車場環境の整備を進めます。それから未舗装の部分を舗装することで利用者の利便性向上につなげます。
- ・また、路線バスについては、ご指摘踏まえて記載の内容を確認し、追記を検討したいと思います。
- ・誤記については、そのとおりですので修正いたします。

東日本旅客鉄道株式会社東北本部：

- ・P.21、22に利用者の意見の反映ということで載っていますが、会津鉄道に関しては高校生と保護者の意見ということで、そのとおり利用者であると思いますが、只見線のほうが応援団ということで利用者以外にも含まれるように思いますが、そのあたりの違いについてお聞きできますでしょうか。
- ・只見線はJRが運行している路線であるため、利用者にアンケートしにくいなどあるのかと思いましたが、そのあたりを教えていただければと思います。

事務局：

- ・只見線の県管理区間が会津川口駅から只見駅間で、その間の利用者については通勤・通学利用者がほとんどなく、多くが観光客となっています。
- ・観光客の方々をモニタリングすることが難しい状況にあります。
- ・また、只見線の応援団については、只見線に乘車していただいた際に、現地で割引サービスを受けられる制度となっていますので、基本的にはお越しいただく前提の方々と考えており、その方々のご意見を反映したという経緯でございます。

会長：

- ・ありがとうございました。その他ご意見ありますでしょうか。

会津坂下町：

- ・これまでバスを中心に協議をしてきました。今回は鉄道の議論となっていますが、本協議会のメンバーに会津鉄道が含まれていないことに違和感があるのですが、このあたりいかがでしょうか。

事務局：

- ・本協議会は、全県を対象とした協議会としてメンバーを設定させていただいております。
- ・会津鉄道会津線の再構築実施計画の策定にあたりましては、会津鉄道と関連する自治体と策定に向けた委員会を立ち上げて検討を進めてきております。
- ・また、本協議会の下部組織である地域部会において協議を進める中で、会津鉄道を含めて協議を進めており、今回のご提案をさせていただいたところです。

会長：

- ・ありがとうございました。
 - ・その他、皆さまから何かありますでしょうか。
(特になし)
 - ・それではこの議題について、皆さまからお認めいただければと思いますがよろしいでしょうか。
(異議なし)
- それでは次の議題に進めさせていただきます。

(2) 福島県地域公共交通計画の変更について

- ・資料2について事務局より説明

会長：

- ・これまでは「鉄道再構築事業の活用を検討します」という趣旨の記載でしたが、具体的に実施する内容に変更しております。
 - ・皆さまからご意見などいかがでしょうか。
(特になし)
 - ・それではこの議題についてお諮りいたします。皆さまからお認めいただければと思いますがよろしいでしょうか。
(異議なし)
- ・ありがとうございます。それでは次の議題に進めさせていただきます。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業評価（案）について

- ・資料3について事務局より説明

会長：

- ・皆さまからご意見などいかがでしょうか。
(特になし)
 - ・それではこの議題についてお諮りいたします。皆さまからお認めいただければと思いますがよろしいでしょうか。
(異議なし)
- ・ありがとうございます。それでは次の議題に進めさせていただきます。

(4) 福島県地域公共交通活性化協議会諸規程の改正（案）について

(5) 福島県運賃協議会要綱（案）について

- ・資料4、5について事務局より説明

会長：

- ・皆さまからご意見などいかがでしょうか。

新常磐交通：

- ・資料5の運賃協議会の要綱について、どのような路線を想定してこの要綱を設定したのかをご教示いただきたいと思います。
- ・例えば、複数市町村をまたがり、複数事業者で乗り入れていて、協議運賃を設定する場合には、どのようになるのかも併せて教えていただけますでしょうか。それでも1事業者ごとに運賃協議機会を設置するのでしょうか。

事務局：

- ・今回の利便増進計画のようにまとめて路線再編が生じる場合や、市町村間での調整が困難となる場合などを想定しています。

事務局：

- ・補足しますと、この後の議題で説明するバス無料デーに関連して、この運賃協議会を活用したいと考えております。
- ・なお、あくまで広域自治体として設定するものですので、市町村がそれぞれで定めている協議会において議論することを阻むものではありません。
- ・県として対応すべきところ、広域で協議が必要であるという場合には、今回の要綱に定めたものを踏まえて協議していきたいと考えております。
- ・道路運送法上の規定を踏まえて、運賃協議会は1社ごとに行う必要がありますが、活性化協議会などでは複数事業者での議論を行うことができるものと考えております。

新常磐交通：

- ・活性化協議会等で運賃について協議することは、独占禁止法に抵触しないということでもよろしいでしょうか。

事務局：

- ・そのように認識しております。

吉田教授：

- ・県の活性化協議会は、もともと道路運送法上の協議会も兼ねておりましたので、従前から運賃に関する協議は、実施しようと思えば行うことができたということが前提です。
- ・昨年の10月に道路運送法が変わり、バスやデマンドタクシー、通常のタクシー、ローカル鉄道などの協議運賃を行う場合、協議会での合意が得られれば届出で足りるようになるという協議運賃の範疇が広がった時に、独占禁止法に抵触する可能性があるとの指摘があり、運賃協議会が別で設立されるということとなりました。
- ・ただ、運賃についてこの活性化協議会の場で引き続き議論するということはOKです。ただし、決めてはいけないということです。
- ・このため、協議会の場で運賃に関する議論を行ったうえで、運賃協議会のメンバーのみ残っていただき、運賃を決めるというプロセスになるかと思います。
- ・例えば、福島交通と新常磐交通が同じ区間を運行している場合であれば、それぞれの事業者において運賃協議会を開催するということとなります。
- ・その他の点についても補足させていただくと、バス路線の廃止をバス事業者が申し出る場合には、単独自治体におけるものについては、それぞれの市町村の公共交通会議において協議を整えるようにということが改めて明文化されたということかと思えます。
- ・ただ、ご留意いただきたいのは、通常、路線の廃止をする場合には6か月前までの

- 提出が必要ですが、協議会を経ることによって期間が短縮されるため、事業者としてはそれを狙って協議会を活用しているかと思います。
- ・私としてはこれが非常にもったいないと思っています。
 - ・隣の米沢市では、ある路線が廃止される予定ですが、路線廃止にあたって事前に事業者から提示していただいて、代替交通についての議論を行ってきました。
 - ・その交通に対して、国のサービス継続事業を活用することとし、通常よりも手厚く補助を受けられるように手続きを進めています。
 - ・通常の場合であれば、路線廃止に向けて期間短縮のためにしか協議会を使わないと思いますが、早めに廃止したい旨をカミングアウトしてもらえれば使える国庫補助制度もありますので、そのあたりはご留意いただきたいと思います。全国においてもほとんど使われておらず、もったいないと感じているところです。
 - ・事務局への指摘事項となりますが、P. 10 の新旧対照表について、第 2 条の 2 行目「自家用自動車有償運送」となっていますが、そういったものではなくて「自家用有償旅客運送」となります。
 - ・加えて、「市町村運営有償運送」は 2020 年になくなっており、現行は「交通空白地有償運送」となります。
 - ・ただし、事務局に検討していただきたいこととして、交通空白地有償運送には市町村が運行するものだけではなく、NPO などが運行するものも含まれています。
 - ・もし市町村が運営するものに絞りたいということであれば、「市町村が運営する交通空白地有償運送に係る登録」としたほうが提案の趣旨に合うかと思いますが、ご検討いただければと思います。

会長：

- ・ありがとうございます。
- ・先生からのご指摘を踏まえて修正したいと思います。

喜多方市：

- ・今ほど吉田先生から、地域公共交通会議において運賃の協議はしてもよいということのお話がありました。当市の公共交通会議の規約にも運賃の協議に関する事項が規定されています。
- ・なお、他の自治体では規約上は削除した上で、運賃協議会を設定しているようですが、規約上の削除は不要ということでしょうか。

吉田教授：

- ・私が関わっている地域では、規約から「協議」については削除しています。
- ・公共交通会議の場で協議を整えるということを行ってはいけないのですが、規約上に「協議」ということを記載すると、話すということだけではなく、協議を整える、つまり決定するということまで意味が含まれてしまうため、運賃に係る「協議」という記載については除外した上で、運賃協議会を設定しています。
- ・ただし、運賃のあり方を話し合うということは問題ありません。
- ・この会議でも先ほどから行われているように、「よろしいですね」「はい」というプロセスを行ってはいけないということとなります。

会長：

- ・皆さまからご意見などいかがでしょうか。
(特になし)
- ・それではこの議題についてお諮りいたします。先ほどの運営要領に対するご指摘については、修正を行いたいと考えておりますが、それを踏まえて、皆さまからお認めいただければと思いますがよろしいでしょうか。
(異議なし)
- ・ありがとうございます。それでは次の議題に進めさせていただきます。

(6) その他について

- ・資料6, 7について会長より説明

会長：

- ・皆さまからご意見などいかがでしょうか。

福島交通：

- ・無料デーについては、バスに乗っていただく目的としたときにこのイベントはとてもインパクトのあるものと理解しています。
- ・従前より取り組んでいますバス・鉄道利用促進デーの代わりとなるものと理解しておりますが、今回の事業に鉄道が含まれていない理由を教えてくださいたいと思います。
- ・また、この事業は今後、継続して実施されるものか教えてくださいたいと思います。

会長：

- ・当初は鉄道についても検討しましたが、県をまたいでしまっていて、どこからどこまでを無料とするのかなど、他県との協議も必要となり、実務上難しいところも発生することから、鉄道は対象とせず、継続検討として、まずはバスを中心に行いたいと考えております。
- ・今後については、今回2日間実施した上で、効果検証をしっかりと行いたいと考えています。その検証結果を踏まえて、引き続き考えていきたいと考えております。

吉田教授：

- ・公共交通に関して日付を限定して無料にするのは、この2年間くらい色んな所で行われていますが、これをいかにモノにするのか、出口戦略も含めて考えていく必要があります。
- ・今回の事業で特徴的なのは、土日祝だけではなくて、平日を含めていることがポイントであると思っています。
- ・例えば、バスのメインユーザーである高校生や高齢者などが、運賃の抵抗がなくなった時にどのように使ってもらえるのかを調査できます。
- ・2~3月ですと高校入試の時期になりますが、自分の進学先である高校にバスを使って行けるのかを試すことができる機会にもなると思います。
- ・そういうところを戦略的にPRしてもらえるとよいと思いますので、中学校3年生や高校生などを中心のターゲットとして広報していただくのも有効かと思います。
- ・私がお手伝いしている栃木県的那須地域にある、大田原市、那須塩原市、那須町、那珂川町の2市2町では、夏休みの時期の高校のオープンキャンパスに合わせて、中学生のバスの利用を無料にしています。
- ・そこで利用してくれた中学生たちが、高校へ進学してもバスを利用してくれており、実は大田原市と那須塩原市のコミュニティバスについては、コロナ禍以前の水準まですでに回復しています。
- ・それだけのインパクトがありますので、戦略的に周知を行っていただきたいと思います。
- ・また、休日については、もともとコロナ禍のあとの利用の減少幅が大きいと思いますし、それによって街なかに人が足を運んでくれなくなっているということにもつながっているかと思っています。
- ・先ほどイベントとの連携という話もありましたが、公共交通が街を支えて、街も公共交通を支えるという双方向の関係がうまく築けるかがポイントであると思っています。
- ・どう効果を発現したのか、あるいは効果を発現しうるポテンシャルがあるのかを確

- 認する上で、アンケート調査の内容が非常に重要になると理解しています。
- ・我々の大学のほうでもお手伝いできるのであれば、お手伝いしたいと考えております。
 - ・今回の事業を足掛かりとして、「こういったことをすれば県民の皆さまにも響く、街の皆さんにもメリットがある。」ということを見出すチャンスにできればということをお願いしたいと思っております。

会長：

- ・ありがとうございます。このあと事業者と具体的な日程について協議を進めたいと思います。
 - ・そのほか、皆様から何かございますでしょうか。
- (特になし)
- ・それでは、以上で全ての議題が終了しましたので、議長の役を解かせていただきます。本日はご多忙のところ、ご出席並びに議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。

事務局：

- ・事務連絡となります。次回の地域公共交通活性化協議会については、来年2月頃の開催を予定しております。
- ・以上を持ちまして、第3回福島県地域公共交通活性化協議会を閉会とさせていただきます。

以 上